

## 議案第 88 号

### 前橋市市税条例の改正について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

### 前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和 26 年前橋市条例第 302 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第 32 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、同項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち法施行規則で定めるものについては、法施行規則で定める記載によることができる。

第 33 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 33 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 33 条の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 34 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第16条第1項の表以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第27条の改正規定及び附則第5項の規定 令和3年1月1日

(2) 附則第16条及び第16条の2の改正規定並びに附則第6項の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 改正後の前橋市市税条例（以下「新条例」という。）第32条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第33条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき前橋市市税条例第32条第1項に規定する給与について提出する新条例第33条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第33条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第33条の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第27条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税につ

いては、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 6 新条例附則第16条及び第16条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。